

一般社団法人 I A I 日本 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人の名称は、一般社団法人 I A I 日本と称する。

2 英語の通称を buildingSMART Japan とする。

(目的)

第2条 当法人は、より高度情報化した社会の建設業におけるコンピュータを介した情報交換・情報共有に役立つ標準データ形式の開発とその普及を推進する。海外における I A I (アイ・エイ・アイ: International Alliance for Interoperability) 活動が提唱する国際規格(I F C : Industry Foundation Classes)の整備に協力し、その規格の日本における開発・普及を促進する。かかる目的を達成するために次の事業を行う。

1. 建築または土木の設計・施工・維持管理における共有情報としての標準規格の調査、研究、開発、普及活動
2. 国際 I A I 活動の構成委員会への参画
3. 標準規格に関連する事項の講習会、講演会、セミナー、展示会等の開催および図書、資料の発行・配布
4. ソフトウェアの標準規格適合性検証に関する業務
5. 標準規格普及に係わるソフトウェア、それを活用した建築または土木の設計・施工・維持管理プロセスモデルなどの開発業務
6. 建築または土木の仮想および実プロジェクトにおける標準規格の適用推進、および B I M (3次元オブジェクトモデルを活用した設計・施工・維持管理プロセス)の適用推進と改善活動
7. 関連する官公庁、諸団体、教育機関その他関連機関との標準化推進および標準化にかかわる調整活動
8. 出版物の企画、制作、販売
9. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都品川区に置く。

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

(基金を引き受ける者の募集)

第5条 当法人は、基金を引き受ける者を募集することができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第6条 拠出された基金は、当法人が解散するときまで返還しない。

(基金の返還手続き)

第7条 前条の場合において、返還すべき基金の総額について、定時社員総会における決議を経

た後、理事が決定したところに従って返還する。

第2章 社員

(入社・入会)

第8条 当法人の社員は、当一般社団法人の目的に賛同して入社した者とし、当法人の設立時においては本定款に社員として署名した法人を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- 2 当法人成立後社員となるには、その社員希望者が当法人所定の様式で申込書を当法人に提出し、代表理事の承認を得なければならない。
- 3 この他に当会の目的・事業・理念に賛同する者は、個人は賛助会員として、研究機関または学識経験者は特別会員として、活動に参加することができる。この場合において、前項の規定を準用するものとする。

(設立時の社員の氏名、住所)

第9条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称、住所は次のとおりとする。

東京都港区元赤坂1丁目2番7号	鹿島建設株式会社
東京都中央区晴海1丁目8番10号	オートデスク株式会社

(経費の負担)

第10条 社員は、当法人の事業活動に必要な経費に充当するため会費を支払わなければならない。

- 2 賛助会員は、会費を支払わなければならない。
- 3 各会費の金額の設定および変更は、社員総会において決定する。
- 4 社員および賛助会員が納付した会費は、理由の如何を問わず返還しないものとする。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員及び会員の氏名又は、名称・住所を記載または記録した名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

(退社・退会)

第12条 社員または会員は、いつでも退社・退会することができる。ただし、社員は3か月以上前に書面で当法人に退社の予告をするものとする。

- 2 前項のほか、社員または会員は次に掲げる事由により退社・退会するものとする。
 - (1) 解散
 - (2) 除名
 - (3) 死亡
- 3 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によって決定する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第13条 当法人の総会は、事業年度終了後3ヶ月以内に定時総会を開催する。必要に応じて、臨時総会を開催できるものとする。

(招集)

第14条 社員総会は、原則として代表理事が招集するものとする。

2 社員総会を招集するには、開催日の1週間前までに各社員に対して、その通知を発するものとする。ただし、総社員の5分の4以上の同意があるときは、招集手続きを経ないで開催することができる。

3 総社員の3分の1以上に当たる社員の要望がある場合は、臨時社員総会を招集できるものとする。

4 社員総会は、総社員の2分の1以上が出席（委任状含む）して成立する。

（議長）

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれに代わる。

（決議の方法）

第16条 社員総会の議事は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決定する。

（議決権）

第17条 社員の議決権は、1社員につき1個の議決権を有するものとする。

（議決権の代理行使）

第18条 社員は代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし、代理人は当法人の社員でなければならない。

（議事録）

第19条 社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載または記録し、議長及び出席した理事が署名もしくは記名捺印または電子署名するものとする。

第4章 役員等

（員数）

第20条 当法人は、理事2名以上及び監事1名以上の役員を置く。

2 理事及び社員の中から会長1名、副会長若干名、運営委員若干名を置く。ただし、社員が法人の場合は、その法人に所属する者とする。

（理事及び監事その他の選任と罷免）

第21条 理事及び監事は、社員総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 理事及び監事は、社員総会において、その議決権の過半数の決議によって罷免される。

3 会長、副会長、運営委員の選任と罷免は理事により行われるものとし、社員に対し通知するものとする。

（任期）

第22条 理事の任期は、就任後2年内の最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとし、監事の任期は、就任後4年内の最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。

ただし、理事または監事はその任期終了後に再任されることを妨げない。

2 会長、副会長、運営委員の任期は1年とする。ただし、その任期終了後に再任されることを妨げない。

(代表理事)

第 23 条 理事が複数の場合、理事の互選により代表理事若干名を定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統轄する。

(役員報酬)

第 24 条 理事及び監事の報酬は、それぞれ社員総会の決議をもって定める。

2 会長、副会長、運営委員は無報酬とする。

第 5 章 会議等

(運営会議)

第 25 条 理事の諮問機関として運営会議を置くものとする。

2 運営会議は、会長、副会長、理事、運営委員で構成する。

3 運営会議は、当法人の運営方針案、事業方針案、予算案を作成し、社員総会に提出するものとし、総会決議に沿った事業遂行に必要な事項を決定し実施する。

(運営会議の議決)

第 26 条 運営会議は、会長または副会長が招集し、議長を務める。

2 運営会議の定足数は、会議構成員総数の過半数とし、議決は出席者総数の過半数の同意をもって決する。

(議事録)

第 27 条 運営会議の議事録は、議長および出席委員 1 名以上の承認を得た上、各委員に配布するものとする。

2 やむを得ず運営会議に欠席した委員には、議事録と共に当日提出された資料を送付するものとする。

(各種委員会)

第 28 条 当法人の事業遂行に必要な委員会を運営会議の決議により設置することができる。

2 前項の委員会が新しく設置された場合は、速やかに社員にその設置を郵便ないし電子メールなどで報告するものとする。

3 各委員会の活動は、社員総会において報告するものとする。

4 各委員会の議事録は、会議終了後に速やかに作成し保管するものとする。

(諸規定)

第 29 条 運営会議および各委員会の活動に関する細目は必要に応じ別途定める規定によるものとする。

2 新しく委員会ができた場合の諸規定は、当該委員会で検討した後に運営会議の承認を得るものとする。

3 当法人の活動による規約やソフトウェアなどの成果物の取扱いに関しては、前 2 項に準ずるものとする。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 30 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から次の年の 3 月 31 日までとする。

(予算の議決・決算の承認)

第 31 条 当法人の毎事業年度の予算は、運営会議が作成し、理事および社員総会の承認を受けなければならない。

2 理事は毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、事業報告書、余剰金処分又は損失処理に関する議案及び付属明細書を作成し、監事の監査を受け、社員総会の承認を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第 32 条 当法人が解散した場合における残余財産の帰属は、社員総会で決定する。

第 7 章 雑則

(運営)

第 33 条 この定款に定め無きもの及び、当法人の運営に関して必要な事項は、運営会議において決定するほか、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。

以上は、当法人の定款に相違ありません

平成 22 年 6 月 15 日